

関係各位

2017年12月17日

【決議】 住民無視の基地運用に強く抗議し、全ての米軍機の即時飛行停止、普天間基地をはじめとする米軍基地の即時無条件撤去を求める

日本科学者会議  
全国常任幹事会

米軍普天間基地配備の大型ヘリコプターCH53Eが、10月11日に沖縄県東村高江の民間地に墜落炎上した。12月7日には、同型機の整備用センサーカバーと思われる部品が、宜野湾市内の園児のいる保育園の屋根に落下した。12月13日には、同型機の大型部品が宜野湾市立普天間第二小学校の校庭に落下した。事故発生時、校庭では体育の授業が行われており、児童らの至近距離に窓枠が落下して破片が飛散したのである。

もとより、いかなる場所も軍用機の危険な運用にさらされることは許されない。殊に10月の墜落事故から間もなく再発した12月の部品落下事故は、保育園と学校という、もっとも安全が確保されなければならない施設で起こったものである。過去に沖縄では、1959年の宮森小学校へのF100D戦闘機墜落事故の大惨事、2004年のCH53D機の沖縄国際大学への墜落事故が起こったが、いまなお、幼児や児童を含む住民が繰り返し危険にさらされていることは絶対に黙過できない。

しかも、12月7日の保育園への部品落下について、米軍は飛行中の機体からの落下を否定している。13日の小学校への部品落下では、多数の児童が生命の脅威にさらされたというのに、日本政府は全機種飛行停止を求めず、事故後も普天間基地からの軍用機の飛行が継続して行われている。このように事故後の日米両政府の態度は、事故そのものとともに、住民の基本的な人権を二重に損なうものである。

本会は、日本国憲法に基づき平和外交を推進し、核抑止力による「力の平和」を否定して核兵器の禁止と即時廃絶を求める立場からも、米軍基地の撤去・部隊の撤退を繰り返し求めてきた。日米両政府に対して、住民無視の基地運用に強く抗議し、全ての米軍機の即時飛行停止、普天間基地をはじめとする米軍基地の即時無条件撤去を求める。

以上